

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北九州市役所

目 次

告 示	ページ
廃棄物に起因する生活保全上の支障が生ずるおそれのある区域の指定【環境局循環社会推進部施設課】	4 4 9
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境保全課】	4 5 1
定期的処理を行うものに係るごみ処理手数料及び臨時的に処理を行うもののうち粗大ごみに係るごみ処理手数料の徴収事務の委託【環境局循環社会推進部業務課】	4 5 4
公 告	
北九州都市計画下水道事業の事業計画変更の認可に係る図書の写しの縦覧【建設局下水道河川部計画課】	4 5 5
北九州都市計画下水道事業の事業計画変更の認可の告示【建設局下水道河川部計画課】	4 5 6
水 道 局	
物品供給契約に係る一般競争入札の公告【水道局浄水部浄水課】	4 5 7

北九州市告示第35号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次の土地を廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活保全上の支障が生ずるおそれのある区域に指定する。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の18に規定する指定区域台帳は北九州市環境局循環社会推進部施設課に備え付ける。

平成24年2月24日

北九州市長 北橋健治

1 指定区域の所在地

北九州市八幡西区御開四丁目3404番1から3404番5まで、3406番1から3406番3まで、3406番5、3406番6、3410番3から3410番5まで、3412番2、3413番1から3413番3まで、3413番5から3413番7まで、3414番1、3414番3、3415番3、3415番4、3416番4、3416番5、3417番4、3419番6から3419番8まで、3428番1から3428番7まで、3429番4から3429番7まで、3431番5から3431番8まで、3432番5、3433番3から3433番5まで、3434番6、3434番7、3438番1、3442番2、3442番3、3444番1から3444番5まで、3445番1、3445番2、3445番4、3446番2、3446番3、3595番1、3608番3、3609番3、3609番5、3610番3から3610番6まで、3611番1から3611番4まで、3612番2、3612番3、3614番2、3616番1から3616番4まで、3617番1から3617番4まで、3618番、3619番1、3619番2、3620番1、3620番2、3621番1、3622番1、3623番1、3623番2、3624番3の一部、3624番5、3633番1、3633番2、3634番1、3634番2、3634番3の一部、3635番、3636番1、3636番2、3637番1から3637番3まで、3638番3、3639番1、3641番2、3645番2、3646番4、3647番1、3647番2、3650番1、3650番2、3652番2、3653番1から3653番3まで、3655番1、3655番2、3656番4から3656番9まで、3657番1、3657番4、3657番6、3657番8から3657番12まで、3658番2、3658番4から3658番8まで、3659番1、3659番2、3659番5、3659番6、3659番8、3659番10から3659番1

3まで、3660番1、3660番2、3661番2、3662番2、3663番2、3663番3、3664番1、3664番3から3664番6まで、3665番4から3665番8まで、3666番1、3666番2、3668番3、3669番3、3673番1、3673番2、3673番4、3674番、3676番1、3676番2、3677番1、3678番3、3682番、3683番1、3683番2、3686番1から3686番3まで、3687番1から3687番4まで、3688番2、3688番3、3688番7、3689番2及び3689番3

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第1号に掲げる埋立地

北九州市告示第36号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

平成24年2月24日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市若松区響町一丁目3番地
日本コークス工業株式会社北九州事業所
所長 吉田祥治

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市若松区響町一丁目3番地
日本コークス工業株式会社北九州事業所

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	64号イ タール及びガス液分離施設	
名称	V-1001-1 タール分離槽	V-1001-2 タール分離槽
能力	266m ³ (有効容量)	266m ³ (有効容量)

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動並びに工事の着手、工事の完成及び使用開始の予定年月日

使用時間間隔	連続
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
工事着手予定年月日	許可日以後
工事完成予定年月日	許可日以後
使用開始予定年月日	許可日以後

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

名称	V-1001-1 タール分離槽	V-1001-2 タール分離槽
汚水等の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常 2,300 最大 2,800	通常 2,300 最大 2,800
水素イオン濃度	8.5~10.0	8.5~10.0
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 3,000 最大 6,000	通常 3,000 最大 6,000
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 100 最大 200	通常 100 最大 200
フェノール類含有量 (mg/ℓ)	通常 1,000 最大 1,500	通常 1,000 最大 1,500
シアン化合物 (mg/ℓ)	通常 200 最大 300	通常 200 最大 300
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/ℓ)	通常 150 最大 250	通常 150 最大 250
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 4,000 最大 6,000	通常 4,000 最大 6,000
リン含有量 (mg/ℓ)	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10

(4) 排水に関する事項

ア 排水口名

総合排水口

イ 水質

排水口名	総合排水口
排水の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常 151,020 最大 181,020
水素イオン濃度	6~9
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 7 最大 10
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 5 最大 20
フェノール類含有量 (mg/ℓ)	通常 0.04 最大 0.1

シアン化合物 (mg/l)	通常	0.1未満
	最大	0.1
窒素含有量 (mg/l)	通常	15
	最大	60
リン含有量 (mg/l)	通常	0.2
	最大	8
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	通常	0.4
	最大	0.8

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成24年2月24日から同年3月16日まで（日曜日、土曜日を除く
毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境保全課

3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した
文書を、平成24年3月16日までに上記縦覧場所に到着するように提出す
ること。

北九州市告示第37号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、一般廃棄物処理手数料のごみ処理手数料のうち、定期的に処理を行うものに係るごみ処理手数料及び臨時的に処理を行うもののうち粗大ごみに係るごみ処理手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成24年2月24日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
氏名又は名称	住 所	
ミニストップ八幡竹下町店	北九州市八幡東区竹下町 10番23号	平成24年2月16日 から平成24年3月3 1日まで

北九州市公告第149号

福岡県知事から次の北九州都市計画下水道事業の事業計画変更の認可に係る
図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第
63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、これを北九
州市建設局下水道河川部計画課において公衆の縦覧に供する。

平成24年2月24日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州公共下水道

北九州市公告第150号

北九州都市計画下水道事業の事業計画変更の認可の告示（平成24年福岡県告示第212号）があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年2月24日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画事業の種類
下水道事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名 称	所 在
北九州公共下水道	北九州市若松区響町一丁目及び響町二丁目の各一部、北九州市戸畑区牧山海岸及び初音町の各一部並びに北九州市小倉南区朽網西一丁目、大字朽網及び大字曾根新田の各一部

- 3 施行者の名称

北九州市

- 4 事務所の所在地

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建設局下水道河川部計画課

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を北九州市建設局下水道河川部計画課において縦覧に供している。

北九州市水道局公告第7号

一般競争入札により物品供給契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成24年2月24日

北九州市水道局長 吉田 一彦

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

ア 水道用ポリ塩化アルミニウム 4,203,000キログラム

イ 水道用次亜塩素酸ナトリウム 2,359,208キログラム

(2) 購入物品の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 平成24年4月2日から平成25年3月31日まで

(4) 納入場所 北九州市水道局井手浦浄水場ほか（詳細は、仕様書による。）

(5) 入札方法

ア 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において

準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

(3) 北九州市水道局から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市水道局浄水部浄水課

イ 日時 公告の日から平成24年3月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申請書等の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成24年3月6日午後4時までに競争参加の申請書及び入札資格審査申請書を北九州市水道局浄水部浄水課に提出しなければならない。郵送による場合は、第1号アの場所に書留郵便により、必着のこと。

(4) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所西棟地下2階第一入札室

イ 日時 平成24年3月26日（月）

(ア) ポリ塩化アルミニウム 午前10時

(イ) 次亜塩素酸ナトリウム 午前10時15分

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は免除する。

(2) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに
該当する入札

(3) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第
1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもっ
て入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないと
きは、地方自治法施行令第167条の2第3項第8号の規定により随意契
約に移行する。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在
地等

北九州市水道局浄水部浄水課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3155